

高知県竹材利用促進事業費補助金交付要綱 及び実施要領の主な改正内容

補助対象を「森林法第5条に定められた森林から伐採、搬出された竹材」から
「県内の森林等（森林法（昭和26年法律第249号）第5条に定められた森林及
びそれに隣接する竹林等、整備を行うことで竹林の拡大防止に資すると認めら
れるものをいう。）から伐採、搬出された竹材であること」へと改正する。